

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

【社債管理者を設置しない場合】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社三井住友銀行第22回無担保社債(劣後特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金100,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金99,940,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金99円94銭
利率(%)	年1.43%
利払日	毎年3月28日及び9月28日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成23年3月28日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月28日及び9月28日に各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 支払期日が東京における銀行休業日にあたる場合は、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>(5) 本社債の利息の支払については、本項各号のほか、別記(注)3に定める劣後特約に従う。</p> <p>2 利息の支払場所 別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成32年9月28日
償還の方法	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は平成32年9月28日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が東京における銀行休業日にあたる場合は、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 買入消却は、払込期日の翌日以降、金融庁の承認を得た上で、別記「振替機関」欄記載の振替機関が業務規程その他の規則に定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(4) 本社債の償還については、本項各号のほか、別記(注)3に定める劣後特約に従う。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金99円94銭とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。

申込期間	平成22年9月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成22年9月28日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付さず、また本社債のために特に留保される資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。
取得格付	1 取得格付 A (シングルA) 2 指定格付機関の名称 株式会社格付投資情報センター 3 格付の取得日 平成22年9月17日 本格付の取得に際して付された条件はない。
	1 取得格付 A+ (シングルAプラス) 2 指定格付機関の名称 株式会社日本格付研究所 3 格付の取得日 平成22年9月17日 本格付の取得に際して付された条件はない。

(注) 1 各社債の形式

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券は発行することができない。

2 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

3 劣後特約

- (1) 本社債の償還及び利息の支払は、当行に関し、破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われる場合に、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加うべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)3(1)乃至と実質的に同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)3(1)を除き本(注)3(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権は、本(注)3(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、本社債に基づく債権及び本(注)3(1)乃至と実質的に同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)3(1)を除き本(注)3(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権は、本(注)3(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、本社債に基づく債権及び本(注)3(1)乃至と実質的に同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)3(1)を除き本(注)3(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権は、本(注)3(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本(注)3(1)乃至に準じて行われる場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(注)3(1)乃至の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付することが認められない場合には、当該条件に係ることなく発生するものとする。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても本社債に優先する債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、このような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

「本社債に優先する債権者」とは、当行に対し、本社債に基づく債権及び本(注)3(1)乃至と実質的に同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)3(1)を除き本(注)3(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権は、本(注)3(1)乃至と実質的に同一の条件を付された債権とみなす。)を除く債権を有するすべての者をいう。

- (3) 本社債の元利金の支払請求権の効力が、本(注)3に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当行に返還する。
- (4) 本社債の元利金の支払請求権の効力が、本(注)3(1)乃至に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債の元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (5) 本(注)3(1)の規定により、当行について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

4 社債管理者の不設置

- (1) 本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置しない。
- (2) 本社債に関し、財務代理人は設置しない。
- (3) 本(注)4(1)の規定にかかわらず、当行は社債管理者を設置せずに発行した本社債に関して、社債管理者を設置することができる。この場合、当行は、社債権者集会において、当該社債管理者との間で締結する社債管理委託契約を承認する旨の決議を得るものとする。

5 公告の方法

本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当行の定款所定の方法によりこれを行う。

6 社債要項の公示

当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7 社債要項の変更

本社債の社債要項に定められた事項の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。この場合、社債権者集会の決議録は本社債の社債要項と一体をなすものとする。

8 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同じ種類の社債(以下「本同種社債」という。)の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、法令に別段の定めがある場合を除き、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本同種社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本同種社債総額(償還済みの額及び当行が有する本同種社債の金額の合計額を除く。)の10分の1以上にあたる社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

- 9 発行代理人及び支払代理人
別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、当行がこれを取扱う。
- 10 元利金の支払
本社債に係る元利金は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。